令和６年５月２７日

保護者の皆様へ

鈴鹿市立旭が丘小学校
校長　楠田　謙治

台風時等の登下校および授業実施について

平素は本校の教育活動に，ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，表題のことについて，下記のとおりといたしますので，ご確認いただきますようお願いします。

記

１　始業前に暴風警報，特別警報，暴風雪警報，台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合

（１）　午前７時現在，暴風警報，特別警報，暴風雪警報，台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は，午前11時まで，自宅待機とします。当日の学校給食は中止します。

（２）　午前11時までに，暴風警報，特別警報，暴風雪警報，台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は，自宅で昼食を済ませ，学校へ午後１時に着くように登校させてください。登校に当たっては，道路の冠水，河川等の増水，橋梁の決壊等，危険が予想される場合は，登校させないでください。

（３）　午前11時現在，引き続き暴風警報，特別警報，暴風雪警報，台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は，当日の授業を中止します。

２　始業後に暴風警報，特別警報，暴風雪警報，台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

（１）　通学路が危険となったときは，児童の安全な下校方法が確認されるまで，学校に待機させます。

（２）　通学路の安全が確認されたときは，教職員等の引率又は見守りのもとで下校させます。

（３）　台風の中心位置，進行方向，速度，警報発表時の気象状況及び地域の道路，河川等の浸水の状況から判断して，安全に帰宅することが困難と認められる児童については，学校で待機させるとともに，保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講じます。

３　その他

（１）　上記１，２以外で天候により学校が置かれている状況から，授業の実施又は継続が困難と学校長が判断した場合は，その都度適切な措置を講じます。

（２）　発雷状況により，下校時刻を変更することがあります。

（３）　休校，授業再開，下校時刻の変更，引き渡し等の連絡は，配信メールで行います。特に荒天時は，学校からのメール着信の確認をこまめにお願いします。